【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業者等が電子公告により金融商品取引業等の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十七条**　法第五十条の二第六項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十条の二第九項及び第十項において会社法の規定を準用する場合における同条第九項及び第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業者等が電子公告により金融商品取引業等の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十七条**　法第五十条の二第六項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十条の二第九項及び第十項において会社法の規定を準用する場合における同条第九項及び第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

（改正前）

（証券会社が電子公告により証券業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十六条の三の二**　法第五十五条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十五条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| （新設） | （新設） |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（証券会社が電子公告により証券業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十六条の三の二**　法第五十五条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十五条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九百四十条第三項（各号を除く。） | 前二項 | 第一項 |
| これらの | 同項の |

（改正前）

（新設）